

兩軍の配置地域内に無關係者の入り來ることは不便とするを以て、地方の住民を除くの外、一方軍隊の區域より他方軍隊の區域に赴くことは、兩軍官憲相互の同意を以てするに非ざれば之を許さず、該可に關し相互間に連絡を取る爲め一方の軍隊は他方の軍隊區域内に旅行することに關する證明書を交付すべき特別の司令部を指定す、該許可を交付する爲めには各一個の場合に付當該旅行者の赴く一方の軍隊司令部の同意を得ざるべからず、現在に就ては此司令部所在地は雙方の總司令部たるべし、其の所在地の變更に關しては雙方互に通報すべし。

千九百五年十月三十日(十七日)四平街停車場に於て

日本滿洲軍參謀陸軍少將 福島 安正(自署)
露國滿洲軍陸軍少將 オラノフスキー(自署)
參謀次長

第三十二節 撤兵の實行

我が滿洲軍の撤退は撤兵手續に議定せる十八個月間に其の運動を終了すれば足れり、然れども久しく出征せる將卒を休養せしむるの必要及國家經濟の上より論ずれば、成るべく迅速に撤退せしむるを以て利益ありとす、此の故に大山元帥は撤兵手續の議定せらるゝを待つて、後備軍及び先發出征師團より逐次に撤退運動を起さしめ、大連灣及び安東縣より上船して各自の衛戍地に凱旋せしめ、遼陽守備軍に屬する新設二個師團をして之に代り南滿洲一帶の守備に任せしむ、是等の運動は十一

月三日より開始せられ、本年四月上旬までの間に全く終了し、約五個月間に常備師團十三個、後備師團一個、後備歩兵旅團十個、砲兵旅團三個、騎兵旅團二個、軍司令部守備歩兵聯隊數個、及び之に附隨する野戰病院、輜重縱列、兵站司令部等を悉皆撤退し同時に鐵道守備兵として新設第十四、第十六師團を遼東に送り其守備地に就かしめたるは頗る迅速なる措置にして、之を言ひ換ゆれば日本は約五個月の日子を以て再び百萬の貔貅を北滿洲に繰出し得るを證明するものなり、我が滿洲軍の撤兵運動を開始すると同時に、露國の滿洲軍も亦撤退運動を起したるも、其行動は斯の如く、敏速ならずして、十一月以後五個月間に鐵道に依て五個軍團半(歐露第一第十第十一第十三軍團西伯利亞第四軍團及び各軍の豫備兵)海路に依て約十萬人を輸送し、本年七月下旬に及び漸く極東出征軍を松花江以北に撤退する事を得たり。

我が滿洲軍は當初先づ後備部隊を撤退し、續いて第一軍及び第三軍の先發軍隊を凱旋せしむるの方針を取り、着々其運動を起したりしも、露國滿洲軍は中ごろ其方針を一變したるが爲め、従つて輸送上に遲滯を生じたり、リネウキツチ將軍は眞先に新徵兵教育に必要な幹部、即ち將校六百名下士卒一萬人を還送し、十二月八日を以て其輸送を終りたれば、續いて一軍團毎に服役順序に依り還送する方針なりしも、軍隊騷擾の事あるに及び、之を一變して先づ豫備兵を還送する事となせしが、或る事情の爲め之に必要な幹部を附屬せしめざりしかば、此豫備兵等は政治上の内訌に加擔して大騒動を惹き起し、且つオムスグ、滿洲間の處々に暴動起りて、約六週間列車の運轉を妨害せられ、

本年一月五日沿道騷擾地に戒嚴令を布くに及び、漸く再輸送を爲し得るに至れり、海路輸送は當初四萬人を限りとせしも、西伯利亞内地の騷擾は引揚軍隊をして却て暴動に加擔せしむるの恐れあるに及び増して十萬人となし、露國汽船七隻、外國汽船三十五隻をして之が輸送に従事せしめ、其先發船數隻は河德沙に到着し、海路輸送に依て捕虜七萬四千人、豫備兵若干及び哥薩克歩兵と第八軍團の第十五師團とを輸送せり、露國政府の意向は鐵道に依て五十萬人、汽船に依て十四萬人を還送し、六萬人は西伯利亞軍隊の舊屯營地に、十五萬人は滿洲軍補充廠に十萬人は東清鐵道守備隊に、六萬人は極東に移民せしむるの方針を以て大藏省のフェオドロフ輸送委員最も熱心に之に従事せりとす。

日露戰役史 畢

日露戰役史附錄

第一章 講和條約

第一節 米國大統領の斡旋

茲に米國大統領ルーズベルトは大勢に考へ將來に察し、更に此戰鬪を繼續するも、徒らに人命を殞するの外何の益するものなく、人道の爲め世界平和の爲め今日に於て戰鬪を休止するは、最も時宜に適したるものとし、卅八年六月九日を以て日露兩國政府に知照して講和を勸告す、時に露國の内部の擾亂一日に甚しく、暗殺、暴動日として起らざるなく、所謂内憂外患交々臻り、又露國の慣手段たる遠く敵を誘知して終局の捷を博するの餘地なく、我帝國亦た日清戰後に於ける軍備の擴張は未だ完了せられず、爲めに遼陽、沙河戰に於て彈藥の如きは著しく缺乏を告げ、俄かに兵器廠を擴張して漸く是が補供を爲せりと雖、尙哈爾濱の曠野に戰はんには多少憂慮を要するものあり、且つ戰線の擴張と共に軍費は倍々増額し一箇月一億圓を超え、今後増すあるも減するなく、且つ兩國共に最新式の武器を應用せしが故に、戰場の凄慘實に言語に絶するものあり、密かに戰鬪繼續の悲慘事を演ずるに過ぎざるを思ふ時なりしかば、兩國政府は直に米國大統領の好意を諒とし、互に其

對手國にして講和の意あらんには之に應ずべき旨を以て答ふ、是に於てルーズベルトは中間に介して交渉の勢に當り、帝國政府は七月三日を以て早く既に時の外務大臣小村壽太郎及駐米公使高平小五郎を以て全權委員に任せり、然れども露國は尙ほ和戰兩派に分れ、互に堅く取つて相譲らず、露帝が最後に於て平和説を主張するに及びて廟議漸く決し、爲めにアレキシス大公及陸軍海軍兩大臣は更迭し、全權委員亦た再度の變更を爲したる後、財政家として有名なるウキツテ自ら起つて折衝の任に當り、當時駐米公使たるローゼンと共に其全權委員たり。

兩國全權委員既に確定し、會商地亦た米國と決定せしを以て、小村全權委員は辨理公使佐藤愛磨、外務省政務局長山座圓次郎及安達肇一郎、本多熊太郎等を隨へ、七月八日帝都を發し、ウキツテ亦た同月十九日故國を辭して共に米國に向ひ、八月八日漸く會商地たるポーツマスに到着せり。

是より先兩國委員會商地の米國と確定するや、各地相争ふて此名譽ある委員を迎へて紀念たらしめんとし、競争頗る盛なりしが、ルーズベルトの周到なる注意に依りて、ポーツマスに選定せられたり、而して大統領は國務次官ヒアースを以て其接待委員とし、諸般の準備を爲さしめければ、諸事一として整はざるなく、兩全權到着の時の如きは滿街の市民は熱心なる歓迎を爲し、同日午後三時一行は自動車にて共にホテル、ウエントウオーズに送られたり。

兩國全權は八月八日午後三時共にウエントウオーズに投宿せしが、小村全權委員は一步を先じて食堂に入り中央の食卓に就き、次でウキツテは入り來り、小村一行の前面を通過して一方の食卓に就

きぬ、兩全權は既にルーズベルトに紹介されて互に相識の人と爲れり、兩雄今や同じ道場に上れり、何れが勝か何れが敗か、俄かに判すべからずと雖、談判に關する第一矢は先交際術に妙を得たるウキツテに依つて放たれぬ、即ちウキツテは敏捷にも一小紙片を出だし、「明日講和談判に就て會見を試みんとす、貴意如何」と認めボーイをして之を小村全權委員に致さしむ、小村男爵之を披見し、「正に貴意を諒す而して會見の時間は何時を以て可となすかと」と、ウキツテ對ふるに「午前十時よりせん」と小村全權委員之を諾し、愈々明日九日を以て第一回の會見を爲さんと決定せり。

翌九日は來れり第一回の會見は將に開かれんとす、而して兩國全權委員の一行は會見場たる海岸の一孤島に於ける海軍鎮守府の一倉庫内に送られぬ、兩全權委員は接待員ヒアースに導かれて一室に入り、中央の大卓を圍みてウキツテは懷中せる信任狀を提出して、之を小村男に示し尙ほ其所持せる日本皇帝の信任狀を見んことを要求せり、然れども此日の會見は本會議開會に關する豫備會を開き、信任狀の査閲を交換する要なきを以て我全權委員は所持せざりしが故に、午後膳本を送呈すべく、信任狀の査閲は斯の如くにして修了し、更に進で今後に於ける會見の準備會を開き、會議の用語は英佛兩國語とし、若し兩國の語に定義を主とする場合は、佛國を正準とすべく、會見時間は午前は九時半より正午迄とし、午後は三時より六時迄とし、午餐は會見場に於てし専ら時間を節減せんことを約して相分れたり。

十日午前十時第二回の會見は開かれぬ、即ち我小村、高平の兩全權委員は落合、安達、佐藤の三隨

行員を随へ、ウキツテ、ローゼンの兩全權亦たコロストビーツ、ナツボコラ、クダケーフの三隨行員を従へて列席し、先づ信任狀の形式的交換を了り、而して小村全權委員は日本文に英文を副へたる要求條件書を提出せり。

日本の要求條件

- 第一 露西亞國は日本國が韓國に於て政事上、軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し日本國が韓國に於て必要と認むる指導、保護及監理の措置を執るに方り之を阻礙し又は之に干渉せざることを約すること
- 第二 露西亞國は一定の期限内に全然滿洲より撤兵し且同地方に於て清國の主權を侵害し若は機會均等主義と相容れざる何等の領土上の利益又は優先的若は專屬的讓與及免許を拋棄すべき旨を約すること
- 第三 日本國は改革及善政の保障の下に其の占領中に屬する滿洲全部を擧げて清國に還附すべき旨を約すること但し遼東半島租借權が其の効力を及ぼす地域は此の限りに在らざること
- 第四 日本國及露西亞國は清國が滿洲の商工業を發達せしめむが爲列國に共通する一般の措置を執るに方り之を阻礙せざることを互に約すること
- 第五 薩哈噠島及之れに附屬する諸島嶼並公共營造物及財産は總て日本國に讓與せらるべきこと
- 第六 旅順口、大連並其の附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し又は其の一部を組成するものとして露西亞國が清國より得たる一切の權利、特權讓與及免許並一切の公共營造物及財産は之を日本國に移轉讓渡せらるべきこと
- 第七 哈爾濱旅順口間の鐵道及其の一切の支線並に附屬する一切の權利特權及財産及該鐵道に屬し又は利益の爲に經營せらるる一切の炭坑は何等の債務及負擔を伴はしめずして露西亞國より之を日本國に移轉讓渡すべきこと
- 第八 滿洲橫貫鐵道は其の敷設の基く特許條件に違ひ且商工業の目的に限り之を使用するの條件を以て露西亞國之を保持經營すること
- 第九 露西亞國は戰爭の實費を日本國に拂戻すべし其金額並支拂の時期及方法は雙方の合意を以て之を定む
- 第十 戰闘中損害を蒙り爲に中立港に避難し抑留せられたる露西亞國軍艦は總て正當捕獲物として之を日本國に交付すべきこと
- 第十一 露西亞は極東水上に於ける其の海軍力を制限するを約すること
- 第十二 露西亞國は日本海「オコーツク」海及「ペーリング」海に瀕する露西亞國領地の沿岸、灣港、入江及河川に於て充分なる漁業權を日本國臣民に許與すべきこと

本會議に於ける要求條件は提出せられたり、戰勝國が戰敗國に命せる宣告文は秘密の袋を破つて現はれたり、世界各國民の聞かんとする所は實に此一片の書類にあり、局に當れるウキツテは輕く一

啓し、靜かに我全權委員に向つて曰く『貴國の要求せる所のものは、關係する所極めて大にして、輕忽の處決を許さず、本國皇帝陛下に電奏して命を待たざるべからざるものあれば、暫く猶豫を與へられんことを請ふ』と、小村全權委員亦た然るべきを察し之を諾し、而して期間を確定せず速かに決せんことを約せり。

斯の如くにして我全權委員の一行は、午後一時を以て旅館に歸りしが、露國全權委員等は鎮守府に留まり、我提出條件に就きて凝議し、點燈後に至り漸く歸館し猶ほ夜間に至るまで議を盡し、ウキツテは自己の意見を附して皇帝に電奏せり。

此日我全權委員は豫備條件として、交渉の經過には秘密を守らんことを要求せり、然れどもウキツテは之を好まず、可成其始末を公表せんことを主張せしも小村全權委員は堅く緘黙主義を取つて聽かず、依りてウキツテは已むを得ず、可成之を保守せんことを約せり、是れ洵に我が全權委員の失敗にして、交渉經過の上に多大なる害を來たせり、既にウキツテは開放主義を持せるが故に、毎々來訪者に語るに、秘密の妄を辯じ日本全權委員の心事を忖度し難きを言ふ、是に於てか世界の各國より蟬集せる各地の有力なる新聞社員若くは通信社員の輿論は、日本全權委員の上を離れてウキツテの上に集り、同情は益々彼れに加はりて一日我に薄く、談判開始前の日露兩國の勢力は今や轉倒せり、機を見るに敏なるウキツテは密かに交渉の經過を漏洩せり、而て我全權委員は堅く秘密を守りて語らず、故に新聞、通信記者は我に來らずして悉く彼に走れり、悉く我が極端なる秘密主義は露國の漏洩によりて何等の功なきのみならず、却て同情を失し交渉の上に多大の障害を波及せり。

第二節 露國の回答

第二回の會見に於て我全權委員より提出せし要求條件に就き、ウキツテ及びローゼンの兩委員は成べく速かに之が回答を與へんとし、直に狀を具して皇帝に電奏し、一面兩全權は幕僚と共に凝議し、一意回答の作成に努めたりしかば、十一日午後に至りて全く稿を脱せり、依て直ちに明十二日を以て第三回の會見を爲すべく、通報し來れり、是に於て翌十二日午前九時兩國全權は會見場に臨み、ウキツテは回答案を小村全權委員に交手せり。

第一、第一條に對しては何等の異議を存せず帝國政府は日本國が韓國に於て政事上、軍事上及經濟上優越なる利益を有するを承認し日本國が韓國に於て執ることを必要と認むる指導、保護及監理の措置を阻礙せず又之に干渉せざることを約するの覺悟なり但し露西亞及露西亞國臣民は他の諸外國並其の國民に現に屬し又は將來屬することあるべき一切の權利を享有すべきは勿論なり且前述日本國の措置實行の爲めに韓國皇帝の主權を侵害すべからざることを知るべし又特に軍事上の措置に關しては一切誤解の原因を避けむが爲日本國は韓國に隣接せる露西亞國領土の安全を侵迫すべき措置を執らざるべし

第二、帝國政府は本條の前段を承諾するの覺悟にして露西亞軍隊をして日本國軍隊と同時に滿洲より撤退せしむるの意向なり而して撤兵の細目及條件は追て決定することを得べし同條の後段に關しては帝國政府は清帝國の主權を侵迫するの性質を帯び及權利平等主義と相容れざるが如き領土上特權並專屬的讓與又は便宜に付き何等の主張を有せざる旨を聲明するの覺悟にして帝國政府は之が爲必要の保障を與ふべし右根本的原則の一旦明定せられたる以上は露國全權委員は日本全權委員に提議するに第二條後段に關する日本國政府の希望を精確に言明せられんことを以てし且帝國政府に於ては日本國又は他諸國の利益を侵害すべきことは總て之を排除せんとするの意向を有することを聲明するものなり滿洲に於て公共的性質を帯べる唯一の露國私人的企業は東清鐵道なりとす但し同鐵道に關聯する問題は特に他條に於て攻究しあり

第三、帝國政府は本條を承諾するの覺悟なり然れども滿洲の是等部分に於て露西亞國及露西亞國臣民は同地方に於て他の諸外國及其の國民に現に屬し又は將來屬することあるべき一切の權利を保有すべきは勿論なりとす遼東半島租借權が其の効力を及ぼす諸地方に關し露西亞國は此等地方に對する其の權利を日本國に讓與するの意向を有す然れども同地方に對する清國の主權及右租借に關し露西亞國が清國政府と締結したる諸條件に鑑み右の如き讓與は同政府と協商を経るにあらざれば之を爲すこと能はざるべし

第四、帝國政府は本條記述の主義に對し全然同意を表し若し此の規定にして日本國提出の條件中

に挿入しあらざりせば露西亞國は自ら之を提出するを以て其義務を認めたりしなるべきことを聲明す

第五、薩哈噠島に對する露西亞國舊時の權利は日本國が未だ同島を領有せず又は少くとも其大部分に對して毫も領有權を行はざりし時代に於て既に存したりしなり加之薩哈噠島が甚だ淺く且僅かに七露里の幅員を有する一海峽に依りて大陸と相隔つるを以て之を觀るに同島は亞細亞に於ける露領の自然的連続に外ならず故に露西亞國は同島の讓與に同意すること能はずと雖も同島に於て廣く海上漁業及他の商業的企業を營むの權利を日本國に許與するの意向は充分之を有するものなり而して右の如き營業の條件は特別の取極を以て之を協定するを得べし

第六、帝國政府は本條に對し異議を有せざるべしと雖も同條所載地に對する清國の主權に鑑み露西亞國は豫め清國と協商を遂ぐることをなくして其の權利を日本國に讓與すること能はざるべし但し露清兩國間に締約せられたる該租借が其の効力を及ぼす地方全部に於ける個人の權利が依然存續すべきは固より言を俟たず

第七、帝國政府は主義に於て本條を承諾す但し日本國軍隊の現に占領中なる鐵道線の外は之を拋棄すること能はず而して右の條件を以て讓與すべき鐵道線の終點は雙方合意を以て之を定むるを要すべし然るに右鐵道線路を敷設且經營するの特許は同地方に對して今尙主權を保有する清國に依つて一の私立會社に與へられたるものなること並軍事占領の事實は毫も同會社の權利を

侵害するものにあらざることは之を顧念せむことを要す帝國政府は清國政府に向て今日以後何時にても右線路買上權を行使することを許し且同會社と協商することは同政府自ら其責に任ずるの覺悟なり而して同會社の所有に歸すべき買上代金は之を日本國に讓與すべし

(備考) 露清銀行に本鐵道の敷設を特許したる露曆千八百九十六年八月二十七日(九月八日)附條約第十一款により清國政府は該線路完成開業後三十六箇年を経ば之を買上ぐるの權を有せり南滿洲支線敷設に關しては露曆千八百九十八年六月十二日(六月二十四日)附條約を以て前記條約を適用することとなせり

第八、本條に對しては何等異議を存せず鐵道會社は滿洲幹線并南滿洲支線中同會社の所有に殘存すべき部分の經營に關しては露曆千八百九十六年八月二十七日(九月八日)附特許條約の條件を格守すべし同特許條約第八項には該線路に依り輸送せらるべき露西亞國軍隊及軍需品は清國領土内に停留すべからざる旨を規定せり

第九、露西亞國は本條の規定に同意すること能はざるべし抑々軍費拂戻なるものは獨り征服せられたる國のみ之を爲すこととなり然るに露西亞は征服せられたる國に非ず凡そ一國領土が敵の爲僅かに攻撃せられたるに過ぎざるに際し該國は自ら以て征服せられたるものと認むること能はず縱ひ日本國が黒龍江州、沿海州全部を占領したりとするも露西亞國の活力は毫も之れが爲め侵害せらるべきにあらずして露西亞國は尙戰爭を繼續すべし獨り日本國の戰捷軍が露西亞國の

内地に侵入したる場合に於てのみ露西亞國民は軍備拂戻問題の起りたる所以を了解し得べし往年セバストポール陥落後に開催せられたる巴里會議に於てだに同盟列國は軍費拂戻問題を起し得べしと認めざりし事實は露國全權委員に於て日本全權委員の注意を喚起せざるべからずと信する所なり軍費は戰爭繼續の方法盡きたる國によりてのみ拂戻さるゝものにして此の如きは決して露西亞國の現狀にあらず

然れども帝國政府は軍費拂戻を拒絶すると同時に日本國が仕拂ひたる費用にして戰爭其物并露西亞國の損害の爲になしたるにあらずして戰爭の結果艱苦に陥りたる露西亞國人の利益の爲になしたるものは之を日本國に賠償するの至當なるを認識す俘虜給養費病者其他の保護に關する費用の如きは即ち之に屬するものなり

第十、露西亞國は此の要求に應ずること能はず國際關係の實際に於て此の如き要求を支持するに足るべき先例を發見することは困難なるものゝ如し加之此の要求は講和談判者双方が以て其の精神となすべき平和的意志を兩立すること難し縱ひ中立港に於ける露西亞國軍艦が日本國に引渡されたりとするも日本國が之が爲に獲得すべき實質的利益は比較的僅少なるべし又此の如き條項に同意を與ふることは露西亞國の威嚴と相容れざるものなり

第十一、外國の爲に此の如き約務を課せらるゝことは亦露西亞國の威嚴と相容れざるを以て露西亞國は之に同意すること能はず但し帝國政府は近き將來に於て太平洋に著大なる海軍力を維持

するの意向を有せざることは之を聲明し得べしと信ず

第十二、露西亞國は日本海オコック海及ベーリング海に瀕する沿岸に於て日本國臣民に漁業權を許與する爲日本國と協定をなすの覺悟なり但し右漁業權は海洋に瀕する沿岸のみに限り入口及河川に及ぶこと能はざるものとす而して此等方面に於て既に露西亞國臣民又は外國臣民に屬する權利の依然効力を有すべきは言を俟たず

是に依て之を見れば、露國全權委員は我要求條件の第一、第二、第三、第四、第六、第七、第九、第十二、の八箇條は多少の條件を有するも大體に於て是に同意せり、然れども、第五條の薩哈噠島割讓、第九條の軍費拂戻、第十條の竄入軍艦の引渡し及第十一條の東洋に於ける露國海軍力の制限に就きては、全然之に同意する能はずとして排斥せり。

第三節 逐條審議

是より先我全權委員は全要求條件を總括して提出するの不可なることを察し、逐條審議と爲さんとせしも、露國委員の哀求に依り遂に全部を提出し、總括して諾否を聞かんとせしも、更に又逐條審議せざるべからざるに至り、十二日午後の會見より我提出條件の順序に依り、先づ其第一條たる韓國問題に就て討議に移れり、本條は韓國に於ける我卓越せる利益と自由行動の權を認めしむるにあり、露國委員は露國及露國臣民も、列國若くは列國臣民と共に機會均等の權を得んことを要求せ

り、然れども小村全權委員には堅く之を排斥し、日没に至るも決する所なくして相分れしが、夜に入りて露國全權委員より我提出要件を承諾すべき趣を通報し來り、第一條は漸く確定せり。

翌十三日は日曜日なりしを以て露國全權委員の請に依り休會し、十四日第三回の會見を爲し、日露兩國の滿洲撤兵問題に就きて討議し、露國全權委員より多少の條件を提出せしも、大體に於て我要求に應せり、而して十五日に至り漸く難問題に入れり、即ち滿洲の門戸開放、樺太の割讓、遼東の租借權讓渡の三問題にして、滿洲の門戸開放に就ては殆ど議論として掲ぐべきものなかりしも、樺太割讓の條に至りてウキツテの快膺は現はれ來れり、曰く割地は直ちに大國の威嚴に關するのみならず、斯の如きは全敗國に命ずる戰捷國の權利なり、而も露國は未だ全敗に至らず、戰爭繼續の餘力は猶ほ綽綽たり、殊に樺太は沿海州の門戸にして我西伯利亞の障壁たり、而して割地は怨恨の種子を將來に蒔くものにして、兩國の永遠の和親を缺くものたれば、之に應ずる能はずと、依て我小村全權委員は樺太の歴史より説き起し、反覆叙説數時間に涉りしも、ウキツテは頑として動かず、到底一回の折衝を以てしては之を決する能はざれば、暫く之を後日に譲り、遼東租借權の讓渡に移れり。

遼東租借問題は割地に次げる大問題なり、露國が不凍港を得んが爲めには、彼得大帝以來幾多の苦楚辛酸を嘗め、漸くにして旅順大連に手を下し、永年の素志を達せしものたれば、是を其手裡より奪取せんとするは洵に常事にあらず、是を露國の利害若くは體面上より謂へば、寧ろ樺太の割讓に

降るものあるも、而も遼東の地は三國干渉以來の歴史を有し、且つ日本が幾萬の碧血を流して奪取せし地たれば、ウキッテも遂に我全權委員の爲めに説破さるゝに至れり。

十六日午前九時兩國委員は例に依つて會見場に至れり、此日議題は東清鐵道に關せるものにしてウキッテは「同鐵道は露清政府が一私設會社に許可したるものにして今直接に之を日本政府に讓渡することを得ず、況や日本軍の占領以外のものに於いてあや」と頗る頑強に反抗を試みしも、小村全權委員の強硬なる要求に依て、遂に長春以南を讓渡し、而して同鐵道は將來軍事に使用せざることを約せり。

條件中の至難問題は愈々十七日を以て議場に現はれたり、曰く償金支拂、曰く中立港遼入軍艦の引渡し、曰く東洋に於ける露國海軍力の制限の三つにして、其前二者は戦争の結果より生ずるものにして、最後は東洋の將來の平和に關するものなり、而してウキッテは曰く露國は戰敗國にあらずして、尙ほ戦闘を繼續するの餘力あり、故に若し償金支拂の義務を負擔せざるべからざらんには、戦争を繼續すべし、而して又中立港遼入軍艦の引渡し及海軍力制限の如きは、甚しく大國の體面を毀損するものにして、斷じて之に應諾する能はずと、是に於て小村全權委員も譲歩し得べき限りは譲歩し、交渉を繼續せしも議遂に決せず、十八日亦前日に次で會見商議する所ありしが、輒く決すべきにあらざれば、更に沿海州漁業權問題に移りしに、本問題は全體に於て吾要求に同じ、細目は後日に譲ることとして可決せり。

第四節 日本政府の大讓歩

償金、割地の二大難件は商議の進行を停止して局面頗る穩當ならざるやの觀を呈し、談判は今や方に破裂せんとせり、是より先金子堅太郎は所用を帯びて久しく華盛頓に滯留しつゝありしが、風雲稍々急ならんとするに及び、十八日午後オイスターベイに大統領ルーズベルトを訪ひ密談する所ありしが、當時の事情は今日に至るも尙ほ未だ解する能はざるものありと雖、ルーズベルトは翌十九日ローゼンを招きて會談三時間に及び、露國をして讓歩せしめんとせり、而して金子男爵は十八日大統領に會見の後、直に電報を我政府に致し、返電を受領して廿一日更に大統領を訪ひ、我讓歩程度に就て復答せり。

廿三日に至り兩國全權委員は大統領の斡旋に依りて會見し、我全權委員は大統領の厚意に酬ひ大讓歩を爲せり即ち極東海軍力の制限、中立港遼入艦の引渡し、軍費償還を撤回し、樺太全部を割讓せしめ其半部を十二億圓を以て賣却せんとせり、此要求は實に非常なる讓歩にして、ウキッテ亦た之を以て至當なるものなりと認めしも、奈何せん、既に露帝より何等の名義を以てするも償金を支拂ふべからずとの電命に接せり、依てウキッテは我讓歩條件を排斥し、談判は方に破裂せんとせり、然れども當時米國大統領は直接に露國皇帝に交渉を開始しつゝありしを以て、小村全權委員は會談を廿六日迄延期せり。

是時に當りて露國は主戰派再び頭を擡げ、平和派の勢力著しく減少して、ウキツテの行動も亦た常に本國の爲めに制肘せらるゝに至れり、故に米國大統領の交渉の如きも其功を奏する能はず、廿三日に至り僅かに日本に對して樺太の南半部を割讓し、捕虜收容費を支拂ふとの電報に接せり。而して又我政府は露國の態度愈々頑強にして、到底我要求を貫徹せしむる能はずとの報に接するや、廿八日元老及内閣大臣等は御前會議を開き、今後更に戰爭を繼續し浦港を攻陥し哈爾濱を奪略せんには、尙ほ五個師團を増遣し、十八億の巨費を要すべし、五個師團兵の増遣、十八億の軍費の調達元より不可能事にあらざと雖、而も此の苦痛を忍び終局の大捷を博するも、償金は望むべからず、加ふるに占領地の膨脹すると同時に經營費の増額を來たし、我國は却て戰に勝ちて、財力の爲めに國衰ふるに至るべし、今に於て讓歩を爲し平和の局を結ばんと、議漸く決し、屈從の訓電は小村全權委員に向つて發せられたり。

是より先小村全權委員は最も強硬の態度を持ち、戰勝國の體面を辱かしめざらんことを期せり、露國全權委員の頑強にして殆ど讓歩の餘地なきに至るや、其必ず破裂すべきを豫期しながらも、只破裂の事由にして我に有利ならしめんとし、苦心焦慮する所ありしに、俄然本國政府より最も軟化せる訓電に接し、其數十日に渉れる苦辛の水泡に歸せるを悲み、我邦の歴史に拂拭すべからざる汚點を印せるを嘆き、失望落膽竟に病を作すに至れり。

斯の如くにして廿九日の會見は開かれたり、小村全權委員は最早爲すべきの餘地なきを察し、豫め

作成せし大讓歩の公文を提出せり。

日本皇帝陛下の政府は、海陸の戰況實に順境に在るに拘はらず、人道を重んじ平和を愛することの切にして露國との國交を恢復するを欲して己ます、故に其全權は去二十三日の會見に於て、莫大なる讓歩案を提供して、均しく平和を愛好する露國全權の三省を促がしたれども、不幸にして其容るゝ所と爲らず、從て講和談判開始以來の難關たりし樺太及び戰費其他の兩三件は、依然懸りて講和の設定を危くす、此に於て日本皇帝陛下の政府は、世界平和の建設の爲め、總ての利益を犠牲に供し、更に枉げて左の如き讓歩を爲さんとす。

一、講和條約基礎條項として提供したる十二條中第五條樺太問題に關しては、日本帝國は單に同島の南半を要請し、其北半は一切無代價にて露國に返戻すべし、但し該島南半に軍備を置かず、且つ宗谷海峽に築壘せずして之を開放すべし

一、第九條戰費賠償の件は全部撤回す

一、第十條中立港内の露艦引渡、第十一條絶東露國海軍力の兩條は、曩きに樺太島北半の賣買を條件として撤回する筈なりしも、今や其條件を附せずして全く撤回す

一、俘虜費は相互に辨償すべし

日本全權委員の態度の少しく變更せりとは、ウキツテの推測せし所なりしも、而も償金を撤回し、樺太の南半部を要求せしのみにて、其他の各條件を放棄せしに至りては、寧ろ意外なりしが如く、

直ちに之を承諾し、談判は茲に全く終了せり、此報一たび傳はるや、露西亞萬歳の聲は全市に高く、露國兩全權委員は寧ろ狂せんばかりに歡喜し、ウキツテは直に本國皇帝に電奏して「日本は皇帝の要求に従へり」と云ひローゼンは「日本兩全權の襟度の裕大に驚けり」と唱へ、共に相賀し相祝せるに、獨り我全權委員の一行は意氣銷沈して、又見るに忍びざるものあり。

數回の行惱みを生じたる兩國の講和談判も、我政府の屈從的讓歩に依り、小村全權は泣て之を提出し、茲に全く修了し條約書の起草を爲し、九月一日休戰條約に調印し、同五日本條約の調印を了し十月十六日を以て批准交換を爲し之を公布せり

日露講和條約及追加約款

日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下は兩國及其の人民に平和の幸福を回復せむことを欲し、講和條約を締結することに決定し之が爲めに日本國皇帝陛下は外務大臣從三位勳一等男爵小村壽太郎閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權公使從三位勳一等高平小五郎閣下を全露西亞國皇帝陛下は「ブレシデント、オヴ、ゼ、コムミチ、オプ、ミニスター、オヴ、ゼ、コムバイア、オヴ、ロシア」セクレタリー、オヴ、ステート「セルジ、ウキツテ閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權大使「マスタ、オヴ、ゼ、イムピリアル、コールト、オヴ、ロシア」男爵「ローマン、ローゼン」閣下を各其全權委員に任命せり、因て各全權委員は互に其委任状を示し其良好妥當なるを認め以て左の諸條款を協議決定せり

第一條 日本國皇帝陛下と全露西亞國皇帝陛下との間及兩國並に兩國臣民の間將來平和及親睦あるべし

第二條 露西亞帝國政府は日本國が韓國に於て政事上、軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有することを承認し日本帝國政府が韓國に於て必要と認むる指導、保護及監理の措置を執るに方り阻礙し又は之に干渉せざることを約す

韓國に於ける露西亞國臣民は他の外國の臣民又は人民と全然同様に待遇せらるべく之を換言すれば最惠國の臣民又は人民と同一の地位に置かるべきものと知るべし

兩締約國は一切誤解の原因を避けむが爲め露韓間の國境に於て露西亞國又は韓國の領土の安全を侵迫することあるべき何等の軍事上措置を執らざることに同意す

第三條 日本國及露西亞國は互に左の事を約す

一本條約に附屬する追加約款第一の規定に従ひ遼東半島租借權が其の効力を及ぼす地域以外の滿洲より全然且同時に撤兵すること

二前記地域を除くの外現に日本國又は露西亞國の軍隊に於て占領し又は其監理の下に在る滿洲全部を擧げて全然清國專屬の行政に還附すること

露西亞帝國政府は清國の主權を侵害し又は機會均等主義と相容れざる何等の領土上利益亦は優先的若くは專屬的讓與を滿洲に於て有せざることを聲明す

第四條 日本國及び露西亞國は清國が滿洲の商工業を發達せしめむが爲め列國に共通する一般の措置を執るに方り之を阻礙せざることを互に約す

第五條 露西亞帝國政府は清國政府の承諾を以て旅順口、大連並に其の附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し又は其の一部を組成する一切の權利、特權及讓與を日本帝國政府に移轉讓渡す露西亞帝國政府は又前記租借權が其の効力を及ぼす地域に於ける一切の公共營造物及財産を日本帝國政府に移轉讓渡す

兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を得べきことを互に約す

日本帝國政府に於ては前記地域に於ける露西亞國臣民の財産權が完全に尊重せらるべきことを約す

第六條 露西亞帝國政府は長春(寬城子)旅順口間の鐵道及其一切の支線並に同地方に於いて之れに附屬する一切の權利、及同地方に於て該鐵道に屬し又は其の利益の爲めに經營せらるゝ一切の炭坑を補償を受くることなく且清國政府の承諾を以て日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを約す

兩締約國は前記規定に係る清國政府の承諾を得べきことを互に約す

第七條 日本國及露西亞國は滿洲に於ける各自の鐵道を全く商工業の目的に限り經營し決して軍略の目的を以て之を經營せざることを約す

該制限は遼東半島租借權が其の効力を及ぼす地域に於ける鐵道に適用せざるものと知るべし

第八條 日本帝國政府及露西亞帝國政府は交通及運輸を増進し且之を便易ならしめるの目的を以て滿洲に於ける其の接續鐵道業務を規定せむが爲成るべく速かに別約を締結すべし

第九條 露西亞帝國政府は薩哈喇島南部及其の附近に於ける一切の島嶼並該地方に於ける一切の公共營造物及財産を完全なる主權と共に永遠日本帝國政府に讓與す其讓與地域の北方境界は北緯五十度と定む該地域の正確なる境界線は本條約に附屬する追加約款第二の規定に従ひ之を決定すべし

日本國及露西亞國は薩哈喇島又は其の附近の島嶼に於ける各自の領地内に堡壘其の他之に類する軍事上工作物を築造せざること互に同意す又兩國は各宗谷海峽及韃靼海峽の自由航を妨礙することあるべき何等の軍事上措置を執らざることを約す

第十條 日本國に讓與せられたる地域の住民たる露西亞國臣民に付ては其の不動産を賣却して本國に退去するの自由を留保す但し該露西亞國臣民に於て讓與地域に在留せむと欲するときは日本國の法律及管轄權に服従することを條件として完全に其の職業に従事し且財産權を行使するに於て支持保護せらるべし日本國は政治上又は行政上の權能を失ひたる住民に對し前記地域に於ける居住權を撤回し又は之を該地域より放逐すべき充分の自由を有す但し日本國は前記住民の財産權が完全に尊重せらるべきことを約す

第十一條 露西亞國は日本海、オコック海及「ベリリング」海に瀕する露西亞國領地の沿岸に於ける漁業權を日本國臣民に許與せむが爲日本國と協定をなすべきことを約す
前項の約束は前記方面に於て既に露西亞國又は外國の臣民に屬する所の權利に影響を及ぼさざることに雙方同意す

第十二條 日露通商航海條約は戰爭の爲廢止せられたるを以て日本帝國政府及露西亞帝國政府は現下の戰爭以前に効力を有したる條約を基礎として新に通商航海條約を締結するに至るまでの間兩國通商關係の基礎として相互に最惠國の地位に於ける待遇を與ふるの方法を採用すべきことを約す而して輸入税及輸出税、税關手續、通過税及噸税、并に一方の代辨者、臣民及船舶に對する他の一方の領土に於ける入國の許可及待遇は何れも前記の方法に依る

第十三條 本條約實施の後成るべく速かに一切の俘虜は互に之を還附すべし日本帝國政府及露西亞帝國政府は各俘虜を引受くべき一名の特別委員を任命すべし一方の政府の收容に係る一切の俘虜は他の一方の政府の特別委員又は正當に其の委任を受けたる代表者に引渡し同委員又は其代表者に於て之を受領すべく而して其の引渡及受領は引渡國より豫め受領國の特別委員は通知すべき便宜の人員及引渡國に於ける便宜の出入に於て之を行ふべし

日本帝國政府及露西亞帝國政府は俘虜引渡完了の後成るべく速かに俘虜の捕獲又は投降の日より死亡又は引渡の時に至る迄之が保護給養の爲に各負擔したる直接費用の計算書を互に提出すべし

同計算書交換の後露西亞國は成るべく速かに日本國が前記の用途に支出したる實際の金額と露西亞國が同様に支出したる實際の金額との差額を日本國に拂戻すべきことを約す

第十四條 本條約は日本國皇帝陛下及露西亞國皇帝陛下に於て批准せらるべし該批准は成るべく速かに且如何なる場合に於ても本條約調印の日より五十日以内に東京駐劄佛蘭西國公使及聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使を経て日本帝國政府及露西亞帝國政府に各之を通告すべし而して其の終りの通告の日より本條約は全部を通じて完全の効力を生ずべし正式の批准交換は成るべく速かに華盛頓に於て之を行ふべし

第十五條 本條約は英吉利文及佛蘭西文を以て各二通を作り之に調印すべし其の各本文は全然符合すと雖も其の解釋に差異ある場合には佛蘭西文に據るべし

第一 第三條に付

日本帝國政府及露西亞帝國政府は同時に且講和條約の實施後直ちに滿洲の地域より各其軍隊の撤退を開始すべきことを互に約す而して講和條約實施の日より十八箇月の期間内に兩國の軍隊は遼東半島租借地以外の滿洲より全然撤退すべし
前面陣地を占領する兩國軍隊は最先に撤退すべし

兩締約國は滿洲に於ける各自の鐵道線路を保護せむが爲守備兵を置くの權利を留保す該守備兵の數は一キロメートル毎に十五名を超過することを得ず而して日本國及び露西亞國軍司令官は

前記最大數以内に於て實際の必要に顧み之に使用せらるべき守備兵の數を雙方の合意を以て成るべく少數に限定すべし

滿洲に於ける日本國及び露西亞國軍司令官は前記の原則に従ひ撤兵の細目を協定し成るべく速かに且如何なる場合に於ても十八箇月を超へざる期間内に撤兵を實行せむが爲雙方の合意を以て必要なる措置を執るべし

第二 第九條に付

兩締約國に於て各任命すべき同數の人員より成る境界劃定委員は本條約實施後成るべく速かに薩哈噠島に於ける日本國及露西亞國領地間の正確なる境界を永久の方法を以て實地に就き劃定すべし該委員は地形の許す限り北緯五十度を以て境界線となすことを要す若し何れかの地點に於て同緯度より偏倚するの必要を認むるときは他の地點に於ける對當の偏倚に依つて之を填補すべし該委員は讓與中に包含せらるる附近島嶼の表及明細書を調製するの任に當り且讓與地域の境界を示す地圖を調製し之に署名すべし該委員の事業は兩締約國の承諾を経ることを要す

第五節 日清協約

日露講和條約締結の結果として、我國は露國の經營に係る吉林以南の鐵道及撫順、煙臺の炭礦、遼東租借地等を收め得たりと雖も、滿洲は清國の領土にして、露國は單に其情國より收得したりし權

利を讓渡せりと云ふに過ぎざれば、我國は更に清國政府に對して承認せしめざるべからず、是に於て時の外務大臣小村壽太郎は、三十八年十一月二日を以て遺清大使に任せられ、同六日、辦理公使佐藤愛磨、政務局長山座圓次郎、陸軍少將福島安正等を隨へて帝都を發し、同月十三日を以て漸く北京に着し、當時駐清公使たりし内田康哉と共に對清交渉の任に當れり、而して又清國政府に於ても、慶親王、袁世凱、瞿鴻禨を以て全權委員とし、我全權大使と相會して、折衝の任に當らしむ、此月十七日兩國全權委員は第一回の會見を爲し、先づ商議開始に關する準備的協議を爲し、本問題の進行中は嚴正に秘密を守るべきを約し、斯くて前後二十回の交渉を重ねて、十二月十八日に至り漸く談判終了し、翌十九日條約書の調製に従事し、二十二日假調印を了れり。

日清條約の發表

前後二十回の會見を重ねて漸くに議了せし條約は、二十九年一月六日に至り批准交換を了りて發表せられたり、而して該條約は僅かに三箇條より成り、露國より繼承せる日本國の權利を承認すと云へるに過ぎず。

本條約

第一條 清國政府は露國が日露講和條約第五條及第六條により日本國に對して爲したる一切の讓り渡を承諾す

第二條 日本國政府は清露兩國間に締結せられたる租借地並鐵道敷設に關する原條約に照し努め

て遵行すべきことを承諾す將來何等案件の生じたる場合には隨時清國政府と協議の上之を定むべし

第三條 本條約は調印の日より効力を生ずべく且大日本國皇帝陛下及大清國皇帝陛下に於て之を批准せらるべし該批准書は本條約調印の日より二箇月以内に成るべく速に北京に於て之を交換すべし

附屬盟約

第一條 清國政府は日露軍隊撤退の後成るべく速かに外國人の居住及貿易の爲め自ら進んで滿洲に於ける左の都市を開くべきことを約す

盛京省、鳳凰城、遼陽、新民屯、鐵嶺、通江子、法庫門

吉林省、長春(寬城子)、吉林、哈爾濱、寧古塔、琿春、三姓

黑龍江省、齊齊哈爾、海拉爾、愛琿、滿洲里

第二條 清國政府は滿洲に於ける日露兩國軍隊並に鐵道守備兵の成るべく速かに撤退せられむことを切望する旨を言明したるに因り日本國政府は清國政府の希望に應せむことを欲し若し露國に於て其の鐵道守備兵の撤退を承諾するか或は清露兩國間に別に適當の方法を協定したる時は日本國政府も同様に照辦すべきことを承諾す若し滿洲地方平靖に歸し外國人の生命財産を清國自ら完全に保護し得るに至りたる時は日本國も亦露國と同時に鐵道守備兵を撤退すべし

第三條 日本國政府は滿洲に於て撤兵を了したる地方は直ちに之を清國政府に通知すべく清國政府は日露講和條約追加條約款に規定する撤兵期限内と雖も既に上記の如く撤兵完了の通知を得たる各地方には自ら其の安寧秩序を維持する爲め必要の軍隊を派遣することを得るものとす日本國軍隊の未だ撤退せざる地方に於て若し土匪の村落を擾害することある時は清國地方官も亦相當の兵隊を派遣し之を勦捕することを得但し日本國軍隊駐屯地界より二十浬以内に入ることを得ざるものとす

第四條 日本國政府は軍事上の必要により滿洲に於て占領又は收用せる清國公私財産は撤兵の際悉く清國官民に還附し又不用に歸するものは撤兵前と雖之を還附することを承諾す

第五條 清國政府は滿洲に於ける日本軍戰死者の墳墓及び忠魂碑所在地を完全に保護する爲め總て必要の處置を執るべきことを約す

第六條 清國政府は安東縣奉天間に敷設する軍用鐵道を日本國政府に於て各國商工業の貨物運搬用に改め引續き經營することを承諾す該鐵道は改良工事完成の日より起算し(但し軍隊送還の爲め遅延すべき期間十二箇月を除き二箇年を以て改良工事完成の期限とす)十五箇年を以て期限と爲し即光緒四十九年に至りて止む右期限に至らば双方に於て他國の評價人一名を選び該鐵道の各物件を評價せしめて清國に賣渡すべし其の賣渡前に在りて清國政府の軍隊並兵器糧食を輸送する場合には東清鐵道條約に準據して取扱ふべく又該鐵道改良の方法に至ては日本國の經

營擔當者に於て清國より特派する委員と切實に商議すべきものとす該鐵道に關する事務は東清鐵道條約に準じ清國政府より委員を派し巡察經理せしむべく又該鐵道に由り清國公私貨物を運搬する運賃に關しては別に詳細なる規定を設くべきものとす

第七條 日清兩國政府は交通及運輸を増進し且之を便易ならしむるの目的を以て南滿洲鐵道と清國各鐵道との接續業務を規定せむが爲め成るべく速かに別約を締結すべし

第八條 清國政府は南滿洲鐵道に要する諸般の材料に對し各種の税金及釐金を免すべきことを承諾す

第九條 盛京省内に於て既に通商場を開設したる營口及通商場となすべく約定しあるも未だ開かれざる安東縣並に奉天府各地方に於て日本居留地を劃定する方法は日清兩國官吏に於て別に協議決定すべし

第十條 清國政府は日清合同材木會社を設立し鴨綠江右岸の地方に於て森林截伐に従事すること其の地區の廣狹年限の長短及會社設立の方法並に合同經營に關する一切の章程は別に詳細なる約束を取極むべきことを承諾す日清兩國株主の利権は均等分配を期すべし

第十一條 滿韓國境貿易に關しては相互に最惠國の待遇を與ふべきものとす

第十二條 日清兩國政府は本日調印したる條約及附屬協約の各條に記載せる一切の事項に關し相互に最優の待遇を與ふることを承諾す

第六節 凱旋觀艦式

明治三十八年十月二十三日、我聯合艦隊は絶倫の偉功を奏して都門に凱旋せしを以て 大元帥陛下は玆に第四回觀艦式を舉行させ玉ふ、此日船舶悉く滿艦飾を爲し、旗艦敷島は第一列の先頭に立ち富士、朝日、出雲、常磐、見島、沖島及び丹後の各艦之に續き第二列に千早、笠置、高雄、姉川丸の各艦を、第三列に摩耶級の砲艦を先頭に吹雪、有明の各艦を、第四列に東雲以下二等驅逐艦及び一等水雷艦を第五、第六の兩列に二等水雷艦を、第三の前面には假裝巡洋艦滿洲丸、八幡丸、臺中丸、の三艦順次横列に、尙ほ其前面には、臺中、豊橋の二艦を其南方に五隻の潜航艇を並列し、第六列の後面には西京丸、神戸丸、小倉丸、松山丸等の各病院船を始めとし、各特務船を置き、而して第一列の後面には、我同盟たる英國艦隊姿儀を正して陪觀し、盛風堂々東京灣を歴せり、此日 大元帥陛下には御親閱の爲め、有栖川宮、伏見宮、關院宮、山階宮、北白川宮等の各殿下を隨へ、午前九時三十分横濱停車場に着御あらせられければ、旗艦敷島よりは皇禮砲を發し、次で同盟國軍艦よりも禮砲を發し砲聲股々として天地を震撼せり。

大元帥陛下には淺間に乘艦あらせられ、八重山艦を先頭に龍田、千早、滿洲丸の供奉艦を隨へさせられ、御召艦は六節の速力を以て進航し始たり、此時各艦は登艦禮式を舉行して陛下を奉迎し、午前十時廿分參列艦艇より一齊に二十一發の皇禮砲を發せり、尙御召艦は各艦列の間を潜りて敷島の

前面に投錨し、茲に觀艦の式を了らせ玉ひ優渥なる勅語を賜ひたり。

三八二

朕親シク凱旋ノ海軍ヲ閱シ、其軍容整齊士氣大ニ振フヲ觀太タ之ヲ憚フ、
汝等倍々奮勵シテ帝國海軍ノ名譽ヲ發揚セヨ。

凱旋觀兵式

明治三十九年四月三十日 大元帥陛下には青山練兵場に於て凱旋陸軍大觀兵式を舉行し賜ふ、洵に是れ曠古無前ノ盛典なり。

而して此日に於ける各隊の配列は玉座の前面なる第一列には、近衛及第一師團歩兵、第二、第四、第五、第七、第八、第十、第十一、第十二師團の代表隊及第十三、第十六師團長、樺太守備軍司令官以下幕僚等順次並列し、第二列には後備歩兵聯隊軍旗隊、騎兵聯隊代表隊、砲兵代表隊、近衛工兵大隊、工兵第一大隊、工兵代表隊、輜重兵代表隊、鐵道大隊、電信教導大隊、要塞砲兵聯隊代表隊、近衛騎兵聯隊、騎兵第十三聯隊、騎兵第十四聯隊、騎兵第二旅團等を配置し、第三列に近衛砲兵聯隊、野戰砲兵第一旅團、同第一聯隊、同第二旅團、近衛輜重兵大隊、輜重兵第一大隊を整列せしめたり。

是くて 大元帥陛下は午前八時三十五分、皇太子殿下を始め各皇族殿下以下の供奉を隨へ齒齋肅々として、同九時二十五分青山式場に着御あらせられければ、諸隊總指揮官大山元帥及兒玉參謀總長

は、風聲の前面六歩に進みて刀禮を行ひ、團隊長以下出場者の總人員を奏上し終り、陛下は山縣元帥、寺內陸軍大臣、黒木、奥、乃木、野津、川村各大將を始め、大島關東總督、長谷川韓國駐劄軍司令官、福島參謀次長、岡參謀本部總務部長以下の各將官、英國公使館附武官ヒューム中佐等を隨へ、各軍司令部及近衛第一旅團の右翼第一聯隊より順次觀閱し玉へり。

是に於て西島第二師團代表隊の分列を終り、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十一、第十二の各師團其他三列諸隊の分列式を畢り十一時四十五分 大元帥陛下は玉座に入御あらせられ、伊藤總監、山縣元帥、松方其他の樞密顧問官、各大臣、大臣待遇一同に謁を賜はり、終つて大山諸兵指揮官、兒玉參謀長以下各司令官各幕僚は玉座に對し正列するや、大元帥陛下には岡澤侍從武官長の御先導にて約三十歩を進めさせ給ひ優渥なる勅語を賜ひたり。

朕茲ニ凱旋軍ヲ集合シテ親シク觀兵式ヲ舉ケ軍紀大ニ振ヒ隊伍克ク整フヲ
認メ朕深ク之ヲ憚フ汝等益々奮勵シ以テ帝國陸軍ノ發達進歩ヲ期セヨ

是に於て大山元帥は恭しく左の奉答を爲せり

陛下茲に凱旋軍を親閱あらせられ特に優渥なる勅語を賜ふ臣等感激の至りに堪へず益々奮勵努力以て聖旨に副ひ奉らんことを期す 臣等凱旋軍を代表し謹んで奉答す

斯の如くにして出征せる我海陸軍人は今や錦を故國に飾り熱狂せる國民の歡呼と共に、偉勳は愈々

三八三

高く國威は益々八紘に輝き隆名赫々として皇運是れ鞏し。

三八四

大日本帝國萬歲萬々歲
遂其終武勇輝天地

明治四十一年五月廿七日印刷
明治四十一年五月廿八日發行

第三回紀念五百部限り

定價 金六拾錢

編纂者 股野東洋

發行者 股野三藏
神奈川縣橫須賀市汐留六番地

印刷者 中島丑之助
東京市京橋區宗十郎町十五番地

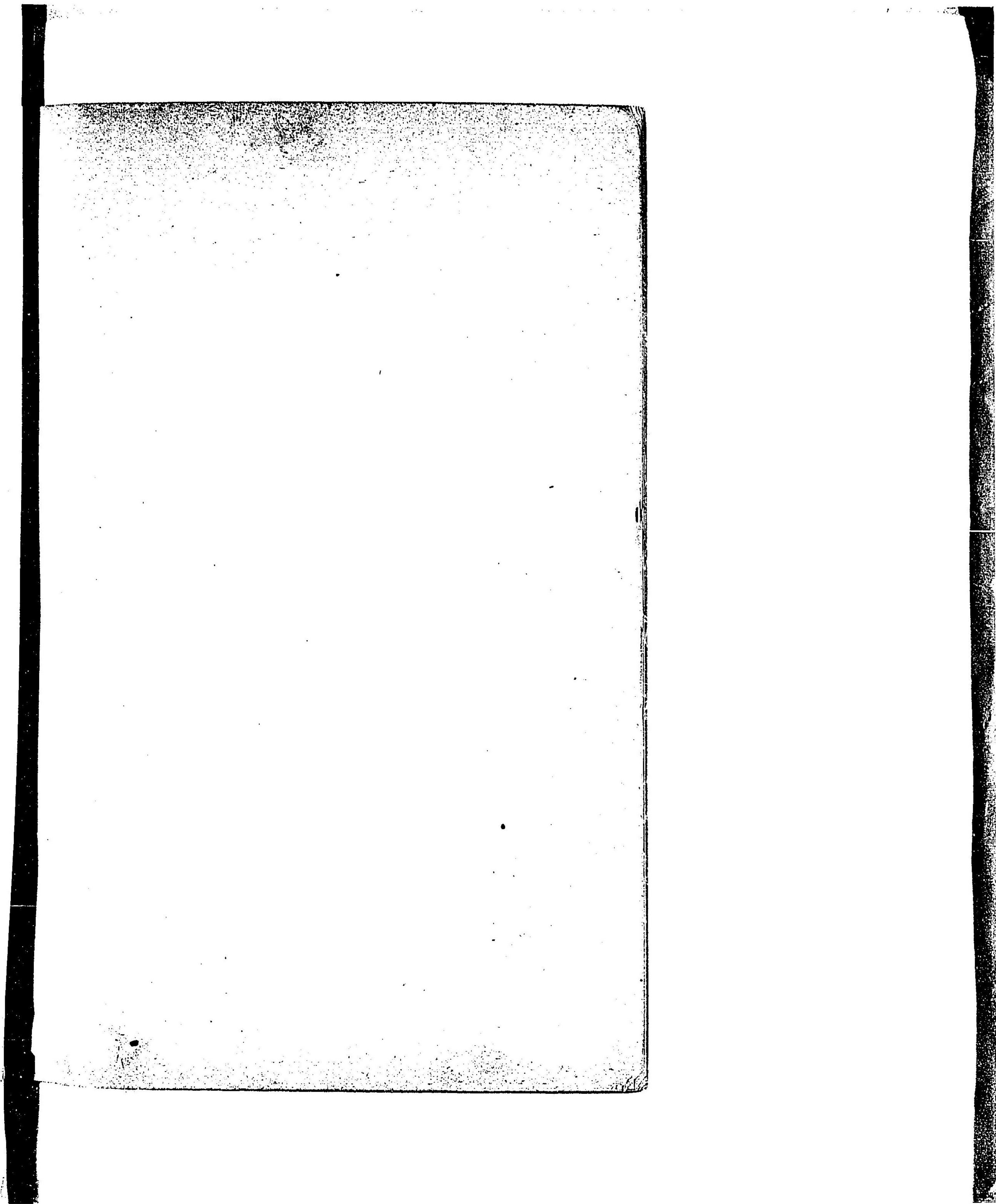
印刷所 合資東京國文社
東京市京橋區宗十郎町十五番地

海軍御用教育圖書出版所

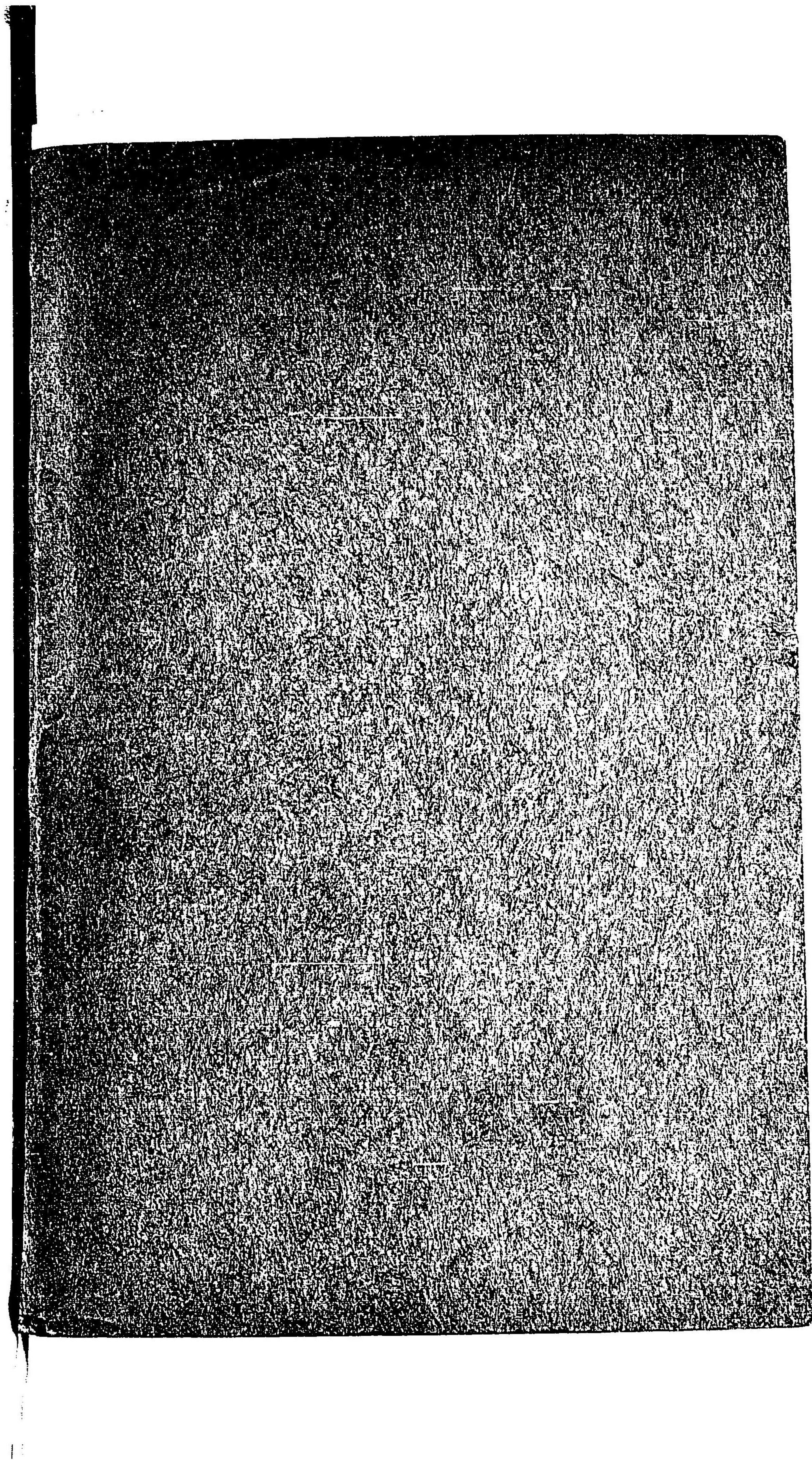
發行所 軍港堂

橫須賀市元町通り官舎向





257
418



002838-000-4

特20-856

日露戦役史

股野 東洋/編

M4 1

ACB-6322



